

2009年12月15日

独立行政法人情報処理推進機構 御中

田中 克範

tanaka@computer.org

セキュリティセンター2009年12月3日付更新の注意喚起に対する改訂の要望

拝啓 貴機構セキュリティセンター2009年12月3日付更新の「【注意喚起】ワンクリック不正請求に関する相談急増！」(<http://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>) について、次のとおり改訂を要望いたします。

1. 改訂を要望する箇所

- a) 「最近の「ワンクリック不正請求」を行うウェブサイトでは、違法箇所を見つけることが困難な場合も多く、必ずしも不正であるとは言い切れず、クリックした本人の責任を問われかねません。」という記述のうち、「必ずしも不正であるとは言い切れず、クリックした本人の責任を問われかねません」の部分。
- b) 「「はい」ボタンをクリックして先に進むことは、「利用規約」に同意するという意思表示をしたことになってしまいます。このようなウェブサイトは、不正であるかの判断が難しく、クリックした本人の責任を問われる可能性があります。」のうち、「クリックした本人の責任を問われる可能性があります」の部分。
- c) 独立行政法人国民生活センターの「あわてないで!! クリックしただけで、いきなり料金請求する手口」(http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/click.html) に記載されている事項のうち、貴機構の注意喚起には記載されていない点として「できるだけ記録を残す」ことについて追加記述を要望します。

2. 改訂を要望する理由

- a) タイトルに「不正請求」と書かれているにもかかわらず、「不正であるとは言い切れず」や「不正であるかの判断が難しく」との表現は矛盾しており、この注意喚起を参照したインターネット利用者や、消費生活センターの相談員に混乱をまねくおそれがあります。
- b) 振り込め詐欺の手口が巧妙化しているのと同様に、このような不正請求の手口も巧妙化しているのであって、悪質性や反社会性が減じているわけではありません。「クリックした本人の責任」を貴機構の名のもとに半ば認めるような表現は、インターネット利用者の不安を増長し、また判例の蓄積が十分とはいえない状況のもとでの民事訴訟による権利回復

へのさまたげとなりかねません。

c) 「できるだけ記録を残す」というのは、民事においても刑事においても被害の状況を示す訴訟の証拠となり得るものであり、証拠がそろわないために提訴、起訴が難しい事案が少なからず存在するものと考えられます。この注意喚起は消費者庁においても、証拠を保全する技術的方法について記載されていることが望ましいと考えます。

3. 改訂の要望に対する貴機構セキュリティセンターの対応について

本状に先立って、別紙のとおりセキュリティセンター宛ての電子メールにより意見を提出しましたが、法的な側面には立ち入らないとする一方で法的な議論をしているという矛盾した内容であり、現状肯定の意思のみが述べられております。法制度に関する知識は十分とはいえないように見受けられるうえ、末尾に慇懃無礼な文言があつて、公的な職務による回答とは信じがたいものでありました。担当者との話では状況の進展が望めないと考え、本状をしたための次第です。

以上、私は電子情報通信学会、情報処理学会、IEEE、ACMの会員としてそれらの倫理綱領にもとづく行動として、改訂を強く要望いたします。

敬具